

後援名義使用規程

2011年10月9日制定
2017年5月12日(一部改正)
2020年9月1日(改正)

(目的)

第1条 一般社団法人日本写真作家協会（以下当協会）は、定款第3条にもとづき、会員の写真創作活動を積極的に推進していく。

(適用の範囲)

第2条 当協会は、会員の個展、会員のみ及び会員が主体となって開催するグループ展、及び写真関連団体などが行う事業（展覧会、講演会など）に、後援名義の使用を認める。

(承認基準)

第3条 基本的に、参加費、出展費などの徴収や、募金などを募る事業にあつては、後援などの協力は行わない。また、後援などを行う場合においても、当協会が運営委員などの推薦や、費用の負担は行うことはしない。

- 2 写真文化の向上、写真に関する教育など寄与するもの、公益性のある事業であること。
- 3 一般社団法人日本写真作家協会の運営方針に沿った事業であること。
- 4 営利を目的としないこと。
- 5 公序良俗に反せず、特定の宗教などに関わる事業ではないこと。
- 6 企画に関する広報（ハガキ、チラシ、ポスター、ウェブサイト、資料など）に一般社団法人日本写真作家協会のクレジット、ロゴなどを記載すること。また、それら(案)を事前に提出し、配布や展示の承諾を得ること。
- 7 一般社団法人日本写真作家協会のクレジットおよびロゴは、申請した企画に関する広報、資料のみ使用すること。

(計画変更等の届出)

第4条 後援等名義の使用の承認を受けた者（以下「名義使用者」という。）は、事業計画その他承認に係る事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を計画変更等の届出書及び計画の変更内容を証明する書類を事務局へ提出しなければならない。

(承認の取り消し)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用の承認を取り消すことができる。

- 1 名義使用者がこの規定に違反したとき。
- 2 名義使用者が偽りその他不正の手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき。

(開催事業終了の報告)

第6条 承認を受けた個人、団体等は、事業終了後一ヶ月以内に事業実施報告書および以下にあげる必要書類を提出しなければならない。

- 1 名義を記載した印刷物
- 2 看板、会場設備等に名義を使用した場合はその写真
- 3 その他報告書等開催事業の事業結果を示す書類

(その他)

第 7 条 この規程に定めるものの他、後援等名義の使用に関し必要な事項は専務理事が別に定める。

(当規則の改廃)

第 8 条 当規程の改廃は理事会の決議を経なければならない。

(附 則)

この規定は、2020 年 9 月 1 日から施行する。